

第五次和光市総合振興計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザルについての質問に対する回答

質問事項	回答
実施要領 8 契約の締結について、契約は、2 か年度ぶんの一括契約となりますか。あるいは、年度ごとの契約となりますか。また、貴市が示す年度ごとの委託料の上限額は消費税率を何%として積算されていますか。	2 か年分の一括契約を想定しています。消費税率は 1 0 %で積算しています。
仕様書 2 (2) 市民意識調査の調査方法について、「郵送配布・郵送回収」とありますが、メール便の使用は可能ですか。	郵送配布・郵送回収と同様の効果が得られるのであれば、差し支えありません。
仕様書 2 (3) 審議会の運営支援について、全体会議、総務環境部会、文教厚生部会それぞれの想定開催回数があれば教えてください。	第四次総合振興計画策定時と同程度で、全体会議は平成 3 0 年度に 5 回程度、平成 3 1 年度に 2 回程度、各部会は平成 3 0 年度に各 2 回程度を現時点では想定しています。
策定方針 4 (1) について、③パブリックコメント手続き、及び④市民説明会については、貴市が主体的に行い、受託者はそれを支援するという理解でよろしいですか。	その理解でも差し支えありませんが、より積極的な提案をしていただくことも可能です。
市民ワークショップなどの手法における住民と接触方法について、個人の募集、参集、ワークショップの成果物共有など、民間 SNS などのバーチャルの場を設定することは可能か。	可能です。
市民ワークショップなどの手法におけるビジネスセクター(事業者)と接触方法はどのようなものになるのか。たとえばヒアリングやワークショップなど、バーチャルの場合も含めて、ビジネス分野の方々と市を通して接触することは可能か	接触する事業者にもよりますが、本市から接触することを検討することは可能です。
和光市役所内情報ネットワークはどの程度利用することが出来るのか。計画の策定プロセスの進捗状況及び各種ワークショップなどでの結果の共有、及び職員対象の庁内アンケートの実施などできるものとなるか。	受託者は和光市役所内の情報ネットワークを利用することはできませんが、事務局である政策課経由で全庁職員に情報ネットワークを活用して通知等を行うことは可能です。また、職員対象の庁内アンケートの実施も可能です。

質問事項	回答
計画策定に参加する職員に対する市の組織的なバックアップ体制はどのようなものか。たとえば、職員での検討会、プロジェクトへの任命、一定の権限の付与などはあるのか	現時点では、部長級により構成される総合振興計画策定委員会を除き未定です。提案事業者の提案を受けて検討します。そのうえで、任命や一定の権限の付与などを検討することは可能です。
仕様書 2 業務内容 (3) 審議会の運営支援 業者が運営支援をすべき審議会の開催数は、全部で何回を予定されていますか。	第四次総合振興計画策定時と同程度で、全体会議は平成30年度に5回程度、平成31年度に2回程度、各部会は平成30年度に各2回程度を現時点では想定しています。
仕様書 2 業務内容 (3) 審議会の運営支援 審議会の運営支援について、会議録作成は要旨でよろしいでしょうか。	会議録作成は、ある程度誰がどのような発言をしたのかが把握できるものであれば、要旨で差し支えありません。